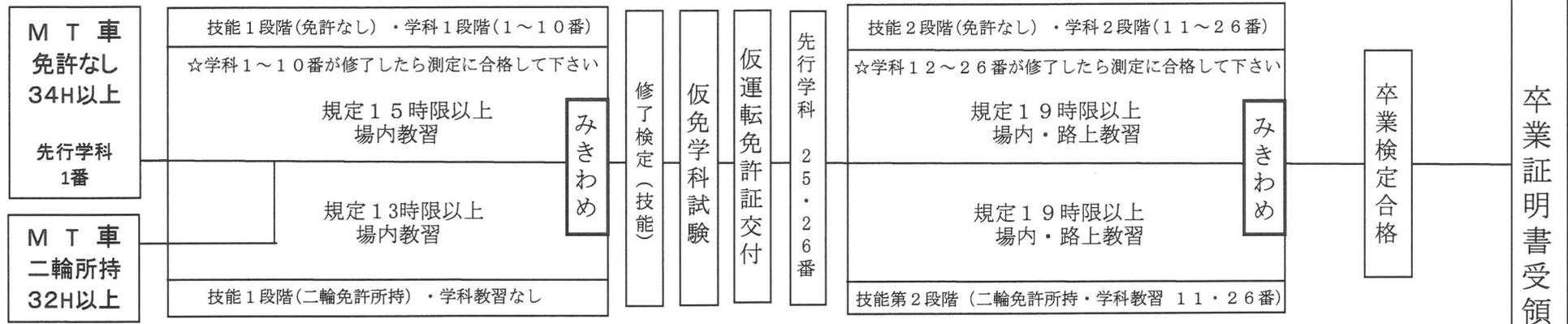


技能教習の進み方(普通車) 教習期限9ヶ月間

柳瀬橋自動車教習所
TEL 0274-42-0671

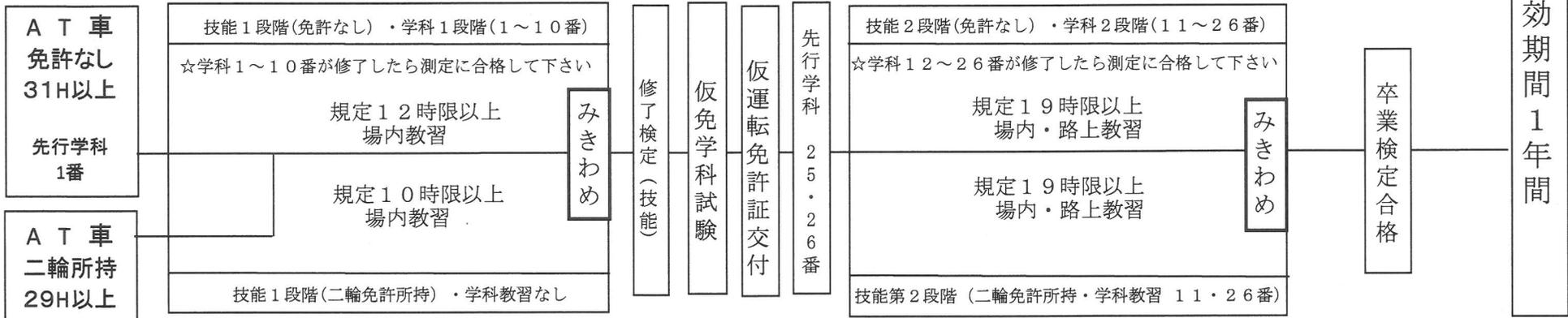


※検定の受付は、教習業務の行なっている前日の1時で締切ります。



【注意】2段階の技能教習項目12(自主経路)及び項目14(高速教習)は先行学科25番(経路の設計)・26番(高速道路での運転)が未受講の場合受けられない技能教習です。

○二輪免許所持者は、学科試験は免除となります。



- 「注意」
1. 免許証をお持ちでない方は、入所時に本籍の入った住民票(マイナンバーの記載がない)の提出と本人確認証(保険証・パスポート・マイナンバーカード等)の提示が必要です。
 2. 免許証所持者も本籍の入った住民票(マイナンバーの記載がない)の提出が必要です。
 3. 視力検査は、片目0.3以上、両目0.7以上と赤、黄、青(緑)の識別検査があります。眼鏡等条件の方は、メガネ・コンタクトを忘れると技能教習が受けられません。
 4. 仮免許証の有効期限は、試験に合格した日から6か月となります。
 5. 2段階のみきわめを受けてから(教習期間に関係なく)3ヶ月以内に卒検に合格しないと、すべての教習が無効になります。